

# 指定居宅介護支援事業所

## 【こころ介護サービス】

### 運営規程

#### (事業所の目的)

第1条 こころ株式会社が開設するこころ介護サービス（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者様が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたち行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業にあたっては関係市区町村、地域包括支援センター、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業にあたっては地域包括支援センターからの困難ケースにおいて積極的に受入れるよう努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 こころ介護サービス
- ② 所在地 東京都江東区潮見一丁目27番2号 金山ビル201

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 介護支援専門員 1名（主任介護支援）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

- ② 介護支援専門員 5名以上 常勤職員 5名以上（管理者兼務1名）

(1) 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。

(2) 介護サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。

(3) 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日  
(但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除く)
- ② 営業時間 午前9時から午後6時  
(電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする)

(指定居宅介護支援事業の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。但し、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。課題分析について使用する課題分析の方法は全国社会福祉協議会方式等を用いる。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、少なくとも1ヵ月に1回訪問することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等とのその他便宜の提供を行い、少なくとも1ヵ月に1回モニタリングの結果を記録する。

4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域外での相談に関して訪問する場合の交通費は、その実費を頂くものとする。

7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、東京都江東区とする。

(相談・苦情・ハラスメント対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情・ハラスメントに対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速

に対応する。

- 2 当該事業所は、前項の苦情の内容などについて記録し、その完結の日から2年間保存する。

#### (事故発生時の対応)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (その他運営に関する重要事項)

第10条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者様又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はこころ株式会社とこころ介護サービスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 第11条 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

【虐待防止に関する責任者 伊藤 寛】

- (2) 成年後見制度の利用を支援する。
- (3) 苦情解決体制を整備する。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。
- (5) 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。
- (6) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
- (7) 虐待の防止のための指針を整備する。

#### (事業継続計画)

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。また、業務継続計画の周知、必要に応じて変更する。

※(令和6年3月31日まで努力義務)

#### (衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行い、感染防止に関する会議の結果について周知する。また、研修会や訓練を実施し、

感染対策の資質向上に努める。

※(令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務)

#### 付則

この規定は平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和元年 7 月 1 日から施行する。

この規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。